

政 委 第 7 号
平成 25 年 1 月 21 日

農林水産省独立行政法人評価委員会
委員長 淵 野 雄 二 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 岡 素 之

平成 23 年度における農林水産省所管独立行政法人の業務
の実績に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 24 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人の平成 23 事業年度における業務実績の評価結果について」に関して、別紙 1 のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、独立行政法人等の自然災害等に関するリスクへの対応状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 24 年 5 月 21 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について」に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

また、その中において、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極

的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成23年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果についての意見

平成23年度における農林水産省所管13法人（農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果についての意見は以下のとおりである。

【各府省所管法人共通】

（内部統制の充実・強化）

平成23年度業務実績評価については、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」（平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）において、内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、内部統制の充実・強化を含む法人の業務をモニタリングする監事の役割に着目して、各府省独立行政法人評価委員会（日本司法支援センター評価委員会を含む。以下「府省評価委員会等」という。）と監事との連携について、監事監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意することとしたところである。

今回、内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。

また、監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等に対する監事監査結果の報告状況等に着目して、その実態を整理した。その結果、下表のとおり多くの府省評価委員会等の場に監事の出席を求め、法人の長の内部統制の取組について聴取したり、監査内容等についての報告や監事監査報告の提供を受け評価に活用している状況であった。また、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告を受けたり、法人の長のマネジメントの状況や改善すべき事項等が記載された監査報告書の提供を受け、これらを積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めている府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

なお、内部統制の充実・強化に向けた法人及び府省評価委員会等の取組並びに監事と府省評価委員会等との連携について、参考となる具体例を別紙2から別紙4のとおり整理したので参考にされたい。

表 監事監査結果の活用状況等

区分	①委員会等に監事の出席を求め意見聴取し、かつ、監事監査報告書の提供を受けて評価	②委員会等に監事の出席を求め意見聴取 (①を除く)	③監事監査報告書の提供を受けて評価 (①を除く)	④その他監事監査結果を評価書、業務実績報告等に記載
全109法人	35法人	17法人	34法人	23法人

(注) 平成23年度の評価対象法人数は106であるがこのうち主務省が複数ある3法人についてはダブルカウントしているため109となっている。

(保有資産の見直し)

法人の保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが求められてきたところであるが、会計検査院から利用実態や保有の必要性について指摘を受けるなど、現在でも保有の必要性等が疑われる事例が見られる。

このため、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行う必要がある。

(評価指標の妥当性)

平成23年度の独立行政法人の業務実績に係る府省評価委員会等の評価の結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない又は反映されていても妥当性に欠けるものとなっており、適切な評価となっていない例がみられた。このため、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【農林水産消費安全技術センター】

- ・ 貴委員会では、検査等業務に係る品質保証体制の構築について、A評定（順調に進

んでいる)としているが、事業報告において「外部機関が主催する技能試験(11回)に検査分析に携わる職員(延べ60名)を参加させ、一部を除き満足な結果が得られた。なお、満足な結果を得られなかった一部の試験所については原因究明を行い、是正処置を実施した」とされていることについて、満足な結果を得られなかった内容や講じた是正処置の内容等が明らかとされていないため、業務の実績や当該評定の妥当性が国民にとって分かりにくいものとなっている。

今後の評価に当たっては、原因究明や是正処置の内容等を明らかにさせた上で評価を行うべきである。

- ・ 貴委員会では、農薬取締法に基づく集取品の分析結果の報告期間(60業務日以内)について、A評定(目標値に対して、90%以上の達成度合)としているが、事業報告において「農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬は23点であった。集取品の分析結果について、年度内に目標期間である集取後60業務日以内に報告した点数は4点であった。なお、残り19点については年度末に近い集取であったため、報告は24年度に行う予定」とされていることについて、当該19点の集取品が60業務日以内に報告されたか否かについての評価を行っていない。

また、GLP制度に基づく適合試験機関の査察結果の報告期間(30業務日以内)の評価についても、同様の状況がみられる。

今後の評価に当たっては、業務実績が評価対象年度の翌年度にわたるものについても、可能な限り業務実績を明らかにさせた上で評価を行うべきである。

【種苗管理センター】

- ・ 調査研究課題の重点化については、貴委員会の評価結果をみると、「学識経験者4名から成る調査研究評価委員会を開催し、重点調査研究5課題の平成23年度の成果及び24年度計画案について評価を行い、評価結果を調査研究運営委員会における24年度計画の策定に反映した」ことをもってA評定(順調に進んでいる)としている。しかしながら、調査研究評価委員会の評価結果が調査研究課題の実施にどれだけ反映されたかは明らかにされておらず、このことに対する貴委員会の言及もない。

今後の評価に当たっては、調査研究評価委員会の評価結果について、調査研究課題の実施への反映状況についても明らかにさせた上で、厳格な評価を行うべきである。

【家畜改良センター】

- ・ 貴委員会では、飼養管理、飼料生産作業の外部化について、「定年退職者の状況等に応じて外部化を推進するなど、計画どおり順調に実施」、「再任用職員を新たに20名雇用し、計45名の職員を雇用するなどにより、引き続き外部化を図った」との実績について、「単純作業の外部化を行うなど、引き続き業務の外部化を進めていることは評価できる。今後も費用対効果や退職者の状況を踏まえつつ、業務の外部化を進められたい」と評価しているが、業務の外部委託の状況についての評価を行っていない。今後の評価に当たっては、業務の外部委託の観点からも評価を行うべきである。

- ・ 貴委員会では、家畜の飼養管理の改善における損耗率の低減、受胎率や育成率の向上について、A評定（計画どおり順調に実施した）としているが、事業報告において「各牧場において改善目標を設定した。また、改善目標達成に向けた取組を行うなど、計画どおり順調に実施した」とされていることについて、各牧場が設定した目標の内容等が明らかにされていないため、業務の実績や当該評定の妥当性が国民にとって分かりにくいものとなっている。今後の評価に当たっては、設定した目標の具体的内容等について明らかにさせた上で評価を行うべきである。

- ・ 貴委員会では、海外技術協力における人材育成について、語学検定受検者数や研修受講者数等の実績を基に評価を行っているが、これらの取組を行った結果、語学力の向上が図られたか否かについての評価を行っていない。今後の評価に当たっては、取組の結果、海外技術協力を資する語学力の向上が図られたか否かについても評価を行うべきである。

【水産大学校】

- ・ 専攻科（船舶運航課程、船用機関課程）については、第3期中期目標において、「二級海技士免許筆記試験の合格率80%を目指す」及び「すべての学生が三級海技士試験等に合格するよう努める」とされている。二級海技士免許筆記試験に係る貴委員会の平成21年度、22年度及び23年度業務実績

の評価の結果をみると、21年度については受験者数及び合格者数、22年度については受験率及び合格率を向上させるよう指摘している一方、23年度においては「専攻科の教育は、海技士の合格率という数字の指標があるが、この数字にどこまでこだわるのがよいのか注意が必要と思う。外部評価委員の意見にあるように、受験者や合格者の推移等を考慮した評価が必要と思われる」との記載がある。この点について、23年度の評価の結果とその前年度までの評価の結果は相互に矛盾するものとなっており、今後の評価に当たっては、評価の経年的な一貫性という観点に留意した評価を行うべきである。

また、三級海技士免許等取得に係る貴委員会の平成23年度評価結果をみると、取得率の実績が目標の9割程度にとどまったことに対する評価が行われていない。今後の評価に当たっては、三級海技士免許等の取得率の向上を促す観点から、厳格な評価を行うべきである。

【農業生物資源研究所】

- 放射線育種場の依頼照射については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）等における指摘を受け、現行中期計画等において、照射料金の見直しや他の独立行政法人及び国立大学法人からの依頼照射に対する有料化の検討を行う旨を定めている。

しかしながら、業務実績報告書において検討を開始したとの記載はあるものの、貴委員会の評価結果では、この件について何も言及されていない。

今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たすとの観点から、有料化等に向けた本法人の検討状況を十分にフォローアップし、その結果を評価において明らかにすべきである。

- 行政部局との連携に係る項目については、貴委員会において「行政部局の意見を研究内容等に反映させているか」という点を評価する際の指標としており、評価結果をみると、「研究内容等への行政部局の意見反映に取り組んでいる」としている。

しかしながら、行政部局との連携に際して、同部局から具体的にどのような意見が出され、それがどのように実際の研究内容等に反映されたかについて、業務実績報告

書や評価結果等において明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、国民への分かりやすさの観点から、具体的な行政部局の意見の内容及び意見の研究内容等への反映状況を業務実績報告書等において明らかにさせた上で評価を行うべきである。

【農業環境技術研究所】

- ・ 自己評価・点検の実施に係る項目については、貴委員会において「効率的な自己評価・点検の体制整備が行われ、客観性、信頼性の高い評価・点検が実施されているか」という点を評価する際の指標としている。

しかしながら、業務実績報告書において、自己評価・点検の効率化に係る取組状況や効率化による効果は明らかにされておらず、また、評価結果においても効率化の観点からの評価は行われていない。

今後の評価に当たっては、自己評価・点検の不断の見直しの観点から、本法人における効率化に係る取組を業務実績報告書等において明らかにさせた上で評価を行うべきである。

- ・ 行政部局との連携に係る項目については、貴委員会において「行政部局の意見を研究内容等に反映させているか」という点を評価する際の指標としている。

しかしながら、行政部局との連携に際して、同部局から具体的にどのような意見が出され、それがどのように実際の研究内容等に反映されたかについて、業務実績報告書や評価結果等において国民の目から見て分かりやすい形で明らかにされているとは言い難い。

また、貴委員会の評価結果をみると、本法人の役職員が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る農林水産関係被害等の専門家として、国会等の各種委員会において専門的見地からの助言、情報提供等を行ったことなどを理由に、本項目にS評定（中期計画を大幅に上回って業務が進捗している）を付しているが、中期計画において「行政からの要請に基づき、技術情報の提供、行政が主催する委員会等への専門家の派遣を行う」とされていることや「農業生態系における化学物質の動態とリスク低減に関する研究」等を研究課題に掲げる本法人の役割に鑑みれば、何をもって「計画を大幅に上回って業務が進捗している」としたのかは定かでない。

今後の評価に当たっては、国民への分かりやすさの観点から、具体的な行政部局の意見の内容及び意見の研究内容等への反映状況を業務実績報告書等において明らかにさせ、また、最上級の評定を付す場合には、法人の役割や中期計画等を十分勘案した上で、厳格な評価を行うべきである。